

## 公示

「会議室・音楽練習室・和室使用規程」を以下のように改正する。  
ただしこの改正は、学生会館委員会の承認により成立した。

会議室・音楽練習室・和室使用規程の一部を次のように改正する。  
題名を次のように改める。

### 共用部屋使用規程

第 1 条中「会議室、音楽練習室及び和室」を「会議室、音楽練習室、和室及び B 棟屋上」に改める。

第 2 条第 2 項中「学生会館の第 1 音楽練習室」を「この規程において「音楽練習室」とは、学生会館の 214 号室、第 1 音楽練習室」に改める。

第 3 条第 2 項を削る。

第 4 条第 2 項を削る。

第 5 条第 2 項を削る。

第 6 条第 1 項及び第 3 項中「使用責任者」を「使用者」に改め、同条第 2 項を削り、第 3 項を第 2 項とし、同項中「利用」を「使用」に改める。

第 7 条第 1 項中「使用責任者」を「使用者」に改め、同条第 2 項を削る。

第 8 条を次のように改める。

### 第 8 条 削除

第 9 条を次のように改める。

### 第 9 条（通常使用）

共用部屋の通常使用申請は、次の各号に定める期間に行うものとする。

- 一 一次抽選 2 か月前～8 日前
- 二 二次抽選 一次抽選～4 日前
- 三 当日窓口予約 当日

第 10 条第 1 項第 2 号中「留学生団体及び」を削り、同条第 3 項を次のように改める。

3 優先使用申請は、2 か月前から 12 日前に行うものとする。

第 15 条中「利用」を「使用」に改める。

### 附 則

この規程は、制定の日から施行する。

以上